

平成 18 年 5 月

福岡国税局

納税コールセンターにおける
土・日曜日の電話催告の実施について

福岡国税局納税コールセンターでは、平成 17 年分の消費税及び地方消費税の滞納者に対し、土・日曜日に電話催告を実施します。

1 実施の趣旨・目的

消費税免税点の引下げに伴い、個人事業者に係る消費税の申告件数は、平成 16 年分の 2 万 6 千件から平成 17 年分は 10 万件と大幅に増加（+279.0%）し、これに伴い、消費税の滞納発生も増加が予想されるところです。

平成 16 年 8 月に設置した福岡国税局納税コールセンターは、一時期に多数の滞納が発生した場合にも的確に対応できるよう、所轄の税務署に代わって集中的に電話による納税催告を行っています。

しかしながら、納税コールセンターのこれまでの電話での応答状況を見ると、平日に納税催告を行っても接触できない方が少なくないところです。

平成 16 事務年度は、2 万回架電したうち、1 万 2 千回が応答、8 千回が不応答であった（不応答割合 約 40%）。

そこで、効果的・効率的な滞納整理の一方策として、平日に何回か電話してもつながらぬような方に対して、早期に接触を図り、滞納となった国税が確実に納付されるよう土曜日、日曜日においても電話による納税催告を今回初めて実施することとしたものです。

2 実施日

平成 18 年 5 月から 6 月にかけての土曜日又は日曜日

全国 12 国税局（所）の納税コールセンターにおいても平成 18 年 5 月から 6 月にかけて実施予定

納税コールセンターは、通常、土・日曜日及び祝日は執務を行っていません。

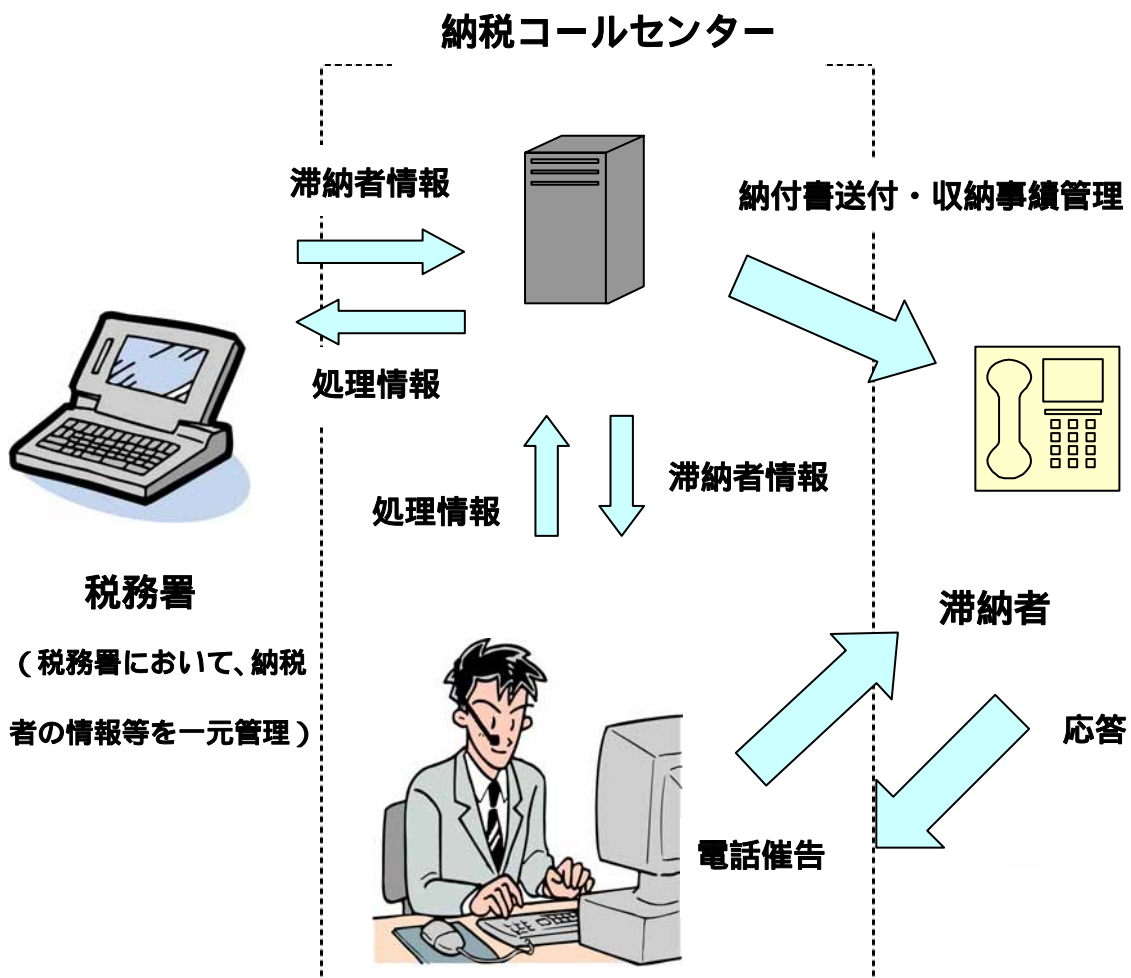
3 実施部署

福岡国税局徴収部徴収課 集中電話催告センター室

(運用に当たっては、「福岡国税局納税コールセンター」と称する。)

4 納税コールセンターの事務概要

各税務署で新規に発生した滞納事案について、集中電話催告システムにより自動的に電話をかけ、滞納者が応答した場合には、端末機画面に表示された滞納情報等を参照しながら担当者が納付催告を実施しています。



5 「振り込め詐欺」にご注意ください。

納税コールセンターは、通常、土・日曜日及び祝日は執務を行っていないため、納税コールセンターから土・日に納税者に電話連絡があった場合、「振り込め詐欺」に誤解されるおそれがあります。

納税コールセンターでは、国税の納税のために特定の金融機関の口座を指定して振込みを求めるようなことはありませんのでご注意ください。